

事 務 連 絡
平成 22 年 7 月 12 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

外ぼうの醜状障害に係る認定状況等について

標記については、平成 21 年 6 月 10 日付け事務連絡により指示しているところであるが、今後の外ぼうの醜状障害に係る障害等級の見直しの検討に資するため、下記により取りまとめの上、報告されたい。

記

1 認定状況等について

外ぼうの醜状障害に係る認定状況等について把握するため、別紙調査票に基づき、平成 22 年 7 月 16 日（金）までに補償課業務係へ報告すること。

2 認定事案の詳細の把握

上記 1 により取りまとめられた事案のうち、平成 21 年度に認定された事案を対象として、当該事案に係る復命書一式を、平成 22 年 7 月 21 日（水）までに、補償課業務係へ報告すること。

なお、その際、醜状障害の障害の状態が把握できる資料を併せて添付すること。

外ぼうの醜状障害に係る調査票

局

1 対象事案の認定件数

(単位:件)

	19年度	20年度	21年度
第7級の12			
第12級の14			
第12級の13			
第14級の10			
併合または準用(上記以外)			
うち男性			
うち女性			
合計			

2 上記1の併合または準用の障害等級の認定件数

(単位:件)

併合、準用後の障害等級	19年度	20年度	21年度
1級 男性			
1級 女性			
2級 男性			
2級 女性			
3級 男性			
3級 女性			
4級 男性			
4級 女性			
5級 男性			
5級 女性			
6級 男性			
6級 女性			
7級 男性			
7級 女性			
8級 男性			
8級 女性			
9級 男性			
9級 女性			
10級 男性			
10級 女性			
11級 男性			
11級 女性			
12級 男性			
12級 女性			
13級 男性			
13級 女性			
14級 男性			
14級 女性			
計 男性			
計 女性			